

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年7月3日)

開催日及び場所		平成30年6月5日(火) 北陸農政局第3会議室	
委員		鈴木 到(弁護士) 松木 浩一(公認会計士) 小倉 正人(ジャーナリスト)	
審議対象期間		平成30年1月1日～平成30年3月31日	
審議対象案件		172件 うち、1者応札案件26件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件		7件 うち、1者応札案件5件 (抽出率4.1%) (抽出率19.2%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
		随意契約	1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	業務	一般競争	抽出なし
		公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		その他の指名競争	該当なし
		公募型プロポーザル	該当なし
	随意契約	簡易公募型プロポーザル	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	該当なし
物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	指名競争	該当なし	
	随意契約(企画競争・公募)	抽出なし	
	随意契約(その他)	抽出なし	
(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>第1回北陸農政局入札等監視委員会 1 一般競争方式 新川流域農業水利事業所 新川河口排水機場除塵設備改修その2工事</p> <p>◆除塵設備の工事は、初めて説明を聞いたと思うが、同様の設備はどこにでもあるものと思われるが、工事としては珍しいものなのか。</p> <p>◆かなり専門的な技術を要する特殊な工事なのか。そのため1者応札となることが多い工事なのか。</p> <p>◆本工事の受注業者は、こういう工事の専門なのか。</p> <p>◆本工事は、その2工事ということだが、その1工事の受注者はどこか。また、除塵設備全体の当初施工業者はどこなのか。</p> <p>◆レーキチェーンの交換は、どのくらいの間隔で行われるものなのか。</p> <p>◆わかりやすい例で言えば、自転車のチェーンが外れるようなら、買ったところに持つていって直してもらうのが普通だと思うが、この工事の場合は初めに造ったところが直すということにはならないのか。</p> <p>◆保守管理はどこが行っているのか。</p>	<p>◆排水機場等には必ずある設備であり、珍しい工事ではありません。</p> <p>◆除塵設備の工事は、経験している業者は少なくないと思います。今回はレーキチェーンの交換という限定的な内容の工事ですが、1者応札となつたため、事後のアンケート調査を行つたところ、他の工事との兼ね合いで技術者等の人員の確保ができなかつたという答えが多くありました。施工技術は持つているが、参加しなかつたという業者もあつたと思われます。</p> <p>◆鉄鋼関係の業者で、鋼構造物工事の資格も持つている業者です。</p> <p>◆その1工事は、本工事と同じ業者です。当初の施工は別の業者になります。</p> <p>◆定期的に点検を行い、異状がなければ交換する必要はありません。今回の場合は、平成26年度にチェーンが外れるというトラブルがあり、平成28年度に機能診断と呼んでいる詳細な点検を行つた結果、交換することとしたものです。</p> <p>◆製品に重大な瑕疵があった場合は、製造元が直すという対応をすることもありますが、今回の場合は、経年による金属の腐食等が原因だったため、工事を発注しています。</p> <p>◆経年劣化や、製造元の責めによらない原因であれば、製造元に限らず、施工可能な業者を広く募つて発注することになります。</p> <p>◆管理については、委託という形で新潟県が行つています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>2 一般競争方式 手取川流域農業水利事業所 七ヶ用水新水路大水門上屋復旧工事 (第2回変更)</p> <p>◆本契約は、第2回変更だが、第1回変更はどういう内容だったのか。</p> <p>◆工事内容の説明資料に「一部使用材料の変更」とあるが、具体的にはどういう内容か。</p> <p>◆この施設は文化財に指定されていないか。</p> <p>◆文化財的な価値があるものなら、使う材料等が限定されるのではないか。</p> <p>◆工事の内訳で一部使用材料の変更とあるということは、一部は元々の材料を使わなかつたということか。</p> <p>◆変更のプロセスを確認したいが、契約の流れで言うと、どの段階で実際に工事内容を変更しているのか。</p>	<p>◆第1回変更は、工期のみ変更しています。本年1月の大雪の影響で施工できない期間があつたため、1月に工期延長のみの変更契約を行っています。</p> <p>◆使用材料の鉄骨について、当初予定していた材料が入手困難だったため、別の鋼材に変更しています。</p> <p>◆世界かんがい施設遺産に指定されていますが、文化財保護法上の文化財ではありません。</p> <p>◆基本的には、元々あった材料を取り外して、それを元に戻すという方法で工事を行っています。</p> <p>◆どうしても新しい材料を使わざるを得なかった部分もあります。</p> <p>◆実際の工事は昨年の9月から始まっていますが、昨年秋の段階で受注業者から協議があり、打合簿により発注者と受注者とが変更対象とする確認をしています。変更事由が発生した都度変更契約を行うことは、手続き的に煩雑となるため、工期末近くに細々とした変更をまとめて変更契約するという手法を行っています。</p> <p>◆変更後の設計金額が当初契約の何割以上かという金額上の基準があり、また、工事内容の主要な部分に関わる重要な変更であれば契約変更を行った後でないと施工できないという縛りもあります。使用材料を少し変えるといった軽微なものであれば、監督職員が業者からの協議に基づき承認をした上で工事を進め、工期末に変更契約を行うという手続きを行っています。本工事の変更内容は軽微であるという判断で、工期末に変更契約を行っています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>3 隨意契約方式 九頭竜川下流農業水利事業所 九頭竜川下流発電所（発電設備）その2建設工事</p> <p>◆本工事は、その2工事ということだが、その1工事の契約形態を教えて欲しい。</p> <p>◆その1工事を、今回のその2工事を別件で発注することを条件とした上で一般競争入札に付し、その2工事は随意契約でその1工事の受注業者と契約したという理解でよろしいか。</p> <p>◆こういう手法で行われる契約は、どのくらいあるのか。 また、残りの工事を随意契約により契約するということだが、その1工事の受注業者が履行できないということになる懸念はないのか。もしできないということになつた時は、随意契約又は、一般競争等により別途発注することになるのか。</p> <p>◆随意契約の理由の中で、「また、本工事の予定価格の算出に当たっては、直接工事費を前工事と合算を行うことにより、一般競争入札とした場合に比べ、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の節減ができることから、現に履行中の契約者に履行させることが有利である。」とあるが、実際に入札してみなければ分からぬのではないか。</p> <p>◆工事等の変更の場合は、すべてこういう理由から随意契約になったと考えてよろしいか。</p> <p>◆変更の場合は、どういう契約形態になるのか。随意契約なのか。</p>	<p>◆その1工事については、一般競争契約です。</p> <p>◆そのとおりです。</p> <p>◆仮にその1工事の受注者が対応できなくなった場合は、別の方法を取ることになります。 このような手法で契約することになったのは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入で、小水力発電設備の需要が非常に大きくなつたという背景を受けてのものであり、頻繁にあることではないと認識しています。</p> <p>◆予定価格決定の際の諸経費の算出に当たり、直接工事費をその1工事と合算した価格の諸経费率を適用することで諸経費の金額が下がり、その2工事単独で算出するよりも予定価格が低くなるということです。 発電設備の制作を行った業者と別の業者が据付等行うということは、技術的には難しいものがあると考え、その2工事を同じ業者に受注してもらうことを前提として予定価格も抑えることができることから、トータルで考えて随意契約が妥当と判断したものです。</p> <p>◆本工事は別件で発注するものであるため、変更契約とは異なります。</p> <p>◆会計法で適用される条項については、変更契約も随意契約であり、同じ条項を適用します。変更契約については、発注済みの工事の中で、内容を変更せざるを得なかつた部分を、当該施工業者と協議をしながら内容を変えていきます。この工事については、当初、発注している工事の中に含まれていないものを、関連する工事を施工した業者でなければ困難であるという技術的な理由があつて、その1</p>

工事、その2工事と契約自体は別々になりますが、その2工事を同じ業者と随意契約したものです。

◆説明資料の中に記載のある、農業水利権と発電水利権について、簡単に説明してほしい。

また、売電収支が最も有利になる水量とはどういうことか。

◆農業水利権は、農業用水として灌漑に使用する水を河川から取水する権利であり、小水力発電を実施する場合は、農業水利権とは別に発電水利権というものが必要になります。これは、河川法に基づいて、河川管理者（河川の規模により国（国土交通省）又は県）が許可を与えるものです。本件の場合は、国営事業であるため、国（農林水産省）が許可申請しています。

売電収支が最も有利となる水量とは、固定価格買取制度は、発電所の出力によって単価が決まり、200kw以下の場合が最も高く、200kwから1,000kwまでが、その次に高く、1,000kwを超えると、もう一段安くなります。発電所毎の出力による売電収入と、設備のコスト等を考慮し、最も有利となるよう水量を決定しようとするものです。

◆発電した電力を、電力会社が必ずしも買ってくれないのではないか。

◆そこは、事前に調整しています。また、固定価格買取制度において、電力会社は正当な理由なく買電を断ることはできない仕組みになっています。

◆参考のために確認させて頂くが、その1工事の受注者が、仮にその2工事について受注しないとなった場合、当該業者にペナルティ等はないのか。

◆ペナルティが無いとはいえ、随意契約を結ばなければならぬとなると、結局、業者は断れず、低い価格で契約せざるを得ないというような可能性もあるのではないかと感じる。契約を強制され、結局落札した業者が、発注者側の言いなりでその2工事も契約をせざるを得ないと、そういう指摘はないのか。或いは、そういう問題は無いという認識なのか。

◆履行の確実性という意味において、発注者側にとっては有利だと思う。しかし、受注者側は、この段階では、随意契約がどのくらいの契約金額なのか分からぬと思うが、契約は締結しなければならないというある種特殊な状況ではないかと考えるが。

◆その1工事を発注する段階で、後に随意契約する工事の内容を詳細ではありませんが、その1工事の入札公告時に示しています。その1工事と後から随意契約するその2工事を一体のものとして積算をした上で、対応していると思われますので、不当にダンピング等しているということはないと判断しています。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問それに対する回答	<p>4 簡易公募型指名競争方式 西北陸土地改良調査管理事務所 モニタリング調査等業務(第1回変更)</p> <p>◆変更追加の要因が発生したことが分かったのは、いつのことか。</p> <p>◆指名業者が2者ということで、少ない感もあるが、どういう基準で選んだのか。 登録している業者が、2社だけということはないはずだが。</p> <p>◆この業務は、モニタリング自体が目的となっているが、これを踏まえて、今後どのような形で進めていく予定なのか。</p> <p>◆変更追加された項目に係る要因は、平成28年12月頃に発生したということで、本業務発注手続きの半年位前のことだが、当初契約に入れることはできなかったのか。</p>	<p>◆平成28年12月頃と聞いています。</p> <p>◆公募を行い参加表明があったのが2者だったわけですが、1者応札（応募）ではないため、事後のアンケート調査等は行っていません。配置できる技術者等の確保が困難だったというようなことが原因として推察されます。 資格を有する業者は、たくさんあります。参加資格要件については、A等級という縛りはありますが、配置技術者については、一般的な技術士等としており、殆どの業者が対応可能で特に厳しい要件は設けていませんが、結果的に参加表明が少なかったということです。</p> <p>◆ストックマネジメント技術に係る実証試験及び実証試験のモニタリング調査については、複数年度にわたって実施しており、継続的な調査結果を踏まえて最終的な効果を評価し、ストックマネジメント技術の高度化につなげるものです。</p> <p>◆要因が発生した施設の管理者からの報告、その後の対応の検討・協議等に時間がかかり、当初契約の中に入れることができなかつたものと思われます。</p>

意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答</p> <p>5 簡易公募型プロポーザル方式 加治川二期農業水利事業所 加治川右岸頭首工付堤施設設計業務</p> <p>◆本業務は補足設計ということだが、元となる設計業務は、どこが実施したのか。</p> <p>◆本件の補足設計の対象となった範囲は、どのくらいの大きさになるのか。</p> <p>◆1社しか参加表明しなかった理由は、補足設計であるということに関係しているのか。</p> <p>◆気になったのは、予定価格と落札価格が殆ど一緒ということだが、予定価格の決め方は、業者からヒアリング等をしているのか。</p>	<p>◆本業務と同じ業者です。</p> <p>◆当初、可動堰エプロン部は、長さ15mの構造物ということで設計を行っていましたが、工事で砂礫等を撤去したところ、底の部分が下流部に繋がっていて、長さ34mの構造物であることが分かったため、本業務では当初設計対象の15mを含めた34mの範囲を対象としたものです。</p> <p>◆当初設計を実施していると、構造計算等の面で有利になると思われます。</p> <p>◆プロポーザル方式のため、相手方から歩掛りが示され、それを受けて当方が積算しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>6 簡易公募プロポーザル方式 信濃川水系土地改良調査管理事務所 刈谷田川地域 用水機能調査解析業務 (第1回変更)</p> <p>◆農地の管理・手入れは、30年間くらいでまた必要となるものなのか。</p> <p>◆変更契約により追加等した項目について、当初契約時にこの内容を盛り込むことができなかつたのか。</p> <p>◆変更のプロセスとして、変更の見積執行調書の日付が30年2月27日で、業務の実施期間が30年3月16日までとなっており、変更後の期間が短いが、どうしているのか。</p> <p>◆変更契約前に、変更後の内容の調査等が進んでいたということか。</p> <p>◆これは重要な変更か、軽微な変更になるのか。金額で3割近い増額となっているが。</p> <p>◆応募が1者だけなのに、評価点と順位をつけるのはなぜか。</p> <p>◆点数を出す以上、何点以上が採用で、何点未満が不採用ということがないのか。</p>	<p>◆前歴事業が実施されたのは、昭和45年から61年までであり、当時の水田は大きくても30アール程度の区画で、10アール程度の区画も残っている現状ですが、今後用水路等の補修整備と併せて圃場の大区画化を進め、農業の担い手に集約していくことを考慮し、事業化を検討しているものです。</p> <p>◆業務全体としての実施項目が多いため、業務の年度内完了に向けて年度早期に発注する必要がありました。業務発注に向けて、関係土地改良区との協議・調整を進めていましたが、項目によっては協議・調整が十分整わない段階で発注したため、業務実施期間中において変更せざるを得なかつた部分があります。また、業務実施中に調査の必要性が生じた項目について、変更追加しています。</p> <p>◆いくつかの変更項目を工期末近くにまとめて変更契約したものです。</p> <p>◆業務実施期間中に、発注者と受注者とが打合簿により協議・確認を行い調査等を進め、後ほどまとめて変更契約したということです。</p> <p>◆工事における基準として、主要部分を大幅に変更する場合等は局長の承認が必要となっています。また、金額で30%を超える変更の場合は原則別契約とすることが定められていますが、本業務では変更増が30%を下回っており、主要部分の大幅な変更ではないことから、軽微な変更であると判断しています。</p> <p>◆プロポーザル方式の場合、応募が1者でも契約相手方の決定時に技術提案書等の評価を行うことになっています。そこで虚偽記載等があった場合には、採用しないこともあります。</p> <p>◆点数によって採用、不採用ということはありませんが、参加表明の段階では、不適格と</p>

いう選択肢があり、その場合は契約しないことがあります。

◆資格要件で、欠格事由に該当しなければ
通常は契約の相手方となるということか。

◆そのとおりです。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>7 一般競争方式 北陸農政局 電気需給契約（低圧）</p> <p>◆農政局として一括で契約したのか。</p> <p>◆今後、他の出先機関はどうするのか。</p> <p>◆契約期間が、平成30年4月から平成31年12月までとなっているのは何故か。</p>	<p>◆從来、低圧の電力については競争性が無く、各場所で契約していましたが、平成28年度から低圧電力についても自由化されたため、石川県内で低圧の契約があった野町庁舎と西北陸土地改良調査管理事務所をまとめて入札に付し、契約したものです。</p> <p>◆從来の電力会社のエリアごとを基本として、北陸農政局が契約主体となる出先について、検討していきます。石川県内の場合は、他に手取川流域農業水利事業所もありますが、借り受け庁舎であるため、家主が契約している電力会社となっています。</p> <p>◆電力等、從来契約の相手方が限定されている契約については、長期継続契約が可能であり、年度をまたいで契約することができます。年度末前後に事務が集中することから、事務の分散化を図るため今回は12月末までの契約期間とし、その次からは1月から12月までの契約期間とする予定です。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>全般について</p> <p>無し</p>	
講評	<p>1 者応札を重点的に審議の対象としていますが、変更契約を行っている契約が多いと感じます。変更契約を行うことなく、当初契約のみで終わらせることができれば、その方が良いと思います。今回の審議案件では、不可抗力的な要素があつて変更契約を行っていることが分かりましたが、透明性確保の観点から、変更契約は避けられるものなら避けるように対応をお願いします。本日の案件では、問題ないことを確認できました。</p>	